

令和 5 年 3 月 17 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月17日（最終日）

- 日程第1 議案第5号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第2 議案第6号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第7号 南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第4 議案第8号 南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第5 議案第9号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第10号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第11号 南知多町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第12号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第13号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第14号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第11 議案第15号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第16号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第17号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第18号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第19号 令和5年度南知多町一般会計予算
- 日程第16 議案第20号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第21号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第22号 令和5年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第19 議案第23号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第20 議案第24号 令和5年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第25号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算
- 日程第22 議案第26号 南知多町立中学校図書購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 発議第3号 南知多町議会議員が長期欠席した場合における議員報酬等の特例に関する条例の制定について

日程第24 発議第4号 南知多町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

日程第25 請願第1号 「平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大増税に反対する意見書」の採択を求める請願

日程第26 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件

日程第1から日程第26までの各事件

追加日程第1 議案第27号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第11号）

追加日程第2 議案第28号 副町長の選任同意について

追加日程第3 議案第29号 固定資産評価員の選任同意について

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保	
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光	男
9番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一	治
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充	明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	総	務	部	長	高	田	順	平						
総	務	課	長	坂	口	増	和	防	災	危	機	管	理	室	長	石	黒	俊	光
税	務	課	長	内	田	純	慈	企	画	財	政	課	長	滝	本	功			
まちづくり推進室	長	山	本	剛	資	建	設	経	済	部	長	滝	本	恭	史				
建	設	課	長	山	本	剛	産	業	振	興	課	長	奥	川	広	康			
水	道	課	長	坂	本	有	二	厚	生	部	長	大	岩	幹	治				

住民福祉課長 兼保険年金室長	山下 忠 仁	健康介護課長	田中 直 之
健康子育て室長	相川 和 英	環境課長	富田 和 彦
教 育 長	高橋 篤	教 育 部 長	鈴木 淳 二
学校教育課長	鈴木 和 芳	社会教育課長	森 崇 史
学 校 給 食 センター所長	宮 地 利 佳	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保 美保	主 幹	田中 達也
--------	--------	-----	-------

[開議 9時30分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

さて、今朝は曇り空であります。昨年同様時同じくして日に日に感じる初夏を思わせる陽気、桜のつぼみも色づき始め、今朝の桜公園、開花も今日か明日かと近づいております。そして、本日は令和4年度末、最後の議会となりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、去る3月3日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで皆様をお願い申し上げます。

13日から国の新指針によりマスク着用は個人の判断に委ねることとしております。つきましては、自身の健康管理には十分気をつけ、引き続き基本的な感染防止対策をお願い申し上げます。

ここで、教育委員会教育長より令和4年度南知多町教育委員会活動の点検及び評価の結果に関する報告書の提出がありました。事前に送付しておりますので、御了承をお願いいたします。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

日程第1 議案第5号 町道路線の認定及び廃止について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、議案第5号 町道路線の認定及び廃止についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る10日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたし

ました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対しての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第6号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、議案第6号 辺地総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、渡船施設事業費の辺地対策事業債はどのように算出しているか。また、篠島と日間賀島の割合は、どのようになっているか。答弁としまして、師崎港での乗降実績から島民の利用率75.30%を算出しています。また、両島の人口による案分率

を篠島46%、日間賀島54%としております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号 南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、議案第7号 南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第7号 南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対討論を行います。

南知多町の現在の優れた個人情報保護条例を廃止し、国の個人情報の保護に関する法律に合わせるような条例制定には反対いたします。

最大の問題点は、個人情報の保護をないがしろにし、プライバシーを侵害するような内容に後退しているものです。今まで南知多町で築き上げてきた個人情報保護の仕組みを切り捨て、保護のための制度に壊すことは許されません。個人情報は個人の人格の尊重、理念の下に慎重に取り扱われるべき内容であり、プライバシー権は憲法が保障する基本的人権です。

施行条例の下となる国の法案は、デジタル化を利用してあらゆるデータを蓄積しながら、行政が持つ膨大な個人情報を企業などが利活用しやすい仕組みにしようとするものです。行政が特定の目的のために集めた個人の情報を企業のもうけのネタとして利用し、成長戦略につなげようとするものです。個人の情報保護を求める住民に応えた自治体独自の取組を掘り崩すものでしかありません。

今回の条例制定の問題点は、次の4点の問題があります。

1点目、本人の同意が曖昧になることです。南知多町の現行の個人情報保護条例第6条の3では、個人情報は本人の同意に基づいて本人から直接集めることが原則です。今回提案されている緩い国のルールに一元化されると、利用目的を明確にしていれば、個人の情報を本人から直接集めることを原則としない仕組みを認めるものとなります。現行条例を廃止する必要はありません。

2点目、要配慮個人情報の管理も曖昧になるという点です。思想、信条や犯罪被害、

病歴、犯罪歴、社会的身分などセンシティブ情報と言われていますが、要配慮個人情報について南知多町の個人情報保護条例の現在の第6条の4では、要配慮個人情報のうち、信条に関する個人情報及び審議会の意見を聞いた上で、社会的差別の原因となるおそれがある個人情報について実施機関の定めるものを収集してはならないというように書いてあります。実際に原則収集を禁止しております。その情報を知ることが差別や偏見を植え付ける可能性があるということで、そのような考えに基づくものでした。

今回、南知多町の法施行条例制定では、取りあえず法施行条例は定めないとしていますが、今まであった明確な要配慮個人情報を集めてはいけないという原則規定を曖昧にすることは、情報漏えいからは危険です。

3点目、匿名加工情報を原則認めようとする問題です。国の個人情報の保護に関する法律は、匿名加工などをすれば個人情報を本人の同意なく第三者に提供できる制度が設けられています。匿名加工情報を基本的に利用できるよう便宜を図ることを認めるようにしているのです。特に問題となるのが、匿名加工した個人情報の利活用案の募集を都道府県や政令市に義務づけるオープンデータ化を求めています。今回南知多町は、この匿名加工情報には慎重な態度で見送るとの態度を表明し、手数料制度は導入しないとしていますが、このような国の制度導入を黙認し見送るだけで、今後南知多町の匿名加工情報を原則オープンにし、漏えいのおそれが増す危険性を危惧するものです。

4点目、オンライン結合による個人情報の外部漏えい情報の危なさが問題です。現行の南知多町個人情報保護条例の第9条にはオンライン結合による個人情報の提供の制限が原則明記されております。しかし、国の保護法にはそれに当たる条文が含まれておりません。何より、オンラインの結合を制限または禁止することは個人情報を外部に漏らさず保護するために、極めて有効な方法です。これを削ることは、有効な保護手段を手放すことになりかねません。現行の個人情報保護条例を廃止し、国の個人情報保護法に一体化するのは漏えいの危険性を増大させるものです。南知多町の今の条例のほうが優れております。廃止する必要はありません。既に、様々な情報が国立大学の学生の家庭情報や受験生の入試の点数まで、データを利用したい民間業者から提案募集の対象としてきております。プライバシーに関わる情報を本人が知らぬ間に、行政から民間へデータを提供するのがこの制度です。議案第7号の個人情報の保護に関する法律施行条例制定には反対いたします。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了いたします。

これより採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号 南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、議案第8号 南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第8号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第8号 南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、反対討論を行います。

既に第7号議案で述べたように、個人情報漏えいのおそれのある国の個人情報の保護に関する法律に基づいた南知多町の審査会の設置であり、必要ありません。基本的に国の個人情報保護に関する法律に変える必要はなく、自治体として地方自治の精神で個人情報を守る仕組みを残すべきです。特に、委員の選定の規定でも現行の南知多町の個人情報保護に関する条例の第45条4のほうが審査会の委員の規定が優れております。国の個人情報の保護に関する法律の曖昧な優れた方ではなく、町の現行の学識経験者とする規定のほうが選考基準がはっきりしており優れております。曖昧な規定に改定する必要はありません。審査会条例制定には反対いたします。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動してください。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第5、議案第9号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第9号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る8日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、議案第10号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第10号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、今回の税率改定に当たり、3歳までの子どもに対する減免など町独自の減免施策を実施する予定はあるか。答弁としまして、実施する予定はありません。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対し、反対討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第10号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

愛知県一高い国民健康保険税を全ての年代、項目について、さらに引き上げようとするもので認められません。誰でもお世話になる命を守る制度の維持、配慮にこそ行政の役割があります。

保険年金室が示した値上げ額は町民を苦しめるものであります。40代の夫婦、子ども2人、400万円所得の世帯では、健康保険料70万2,600円から改正案は79万6,000円となり、9万3,400円のとんでもない値上げ案となっております。特に、現状維持項目が一つもなく、全ての項目で値上げ案となっております。障害者、年齢等のさらなる減免の配慮の工夫も見られません。

例えば、世帯所得100万円未満で、約1万円の値上げとなる世帯は906世帯となっております。今回の補正予算では、約6,000万円の基金の積立額は増やして約9,000万円の国保基金としております。この基金を利用すれば、例えば100万円未満の所得世帯の低所得者減免という措置は、約1,000万円あればできる政策です。

また、このような国保税が高い町であるにもかかわらず、子どもの均等割等の町としての減免工夫もないのが問題です。大府市は8割減免、稲沢市は5割減免と18歳までの子どもの減免を実施しております。3割減免のまちもあります。特別に県一高い国民健康保険税に対して一般会計からの繰入額も3,000万円から2,000万円に減らされております。赤字解消ではなく減免措置ならば、法定外繰入れにはなりません。町民の命を守るためには、現在では一般会計からの繰入れは必須です。削ることは町民の命を削ることにつながります。基金の有効活用、一般会計からの繰入れの工夫など、このような配慮のない国民健康保険税の値上げ条例には反対いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

次に賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンをお押し願います。

表決漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、議案第11号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第11号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号 南知多町消防団体条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第8、議案第12号 南知多町消防団体条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第12号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第9、議案第13号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第13号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし

ました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第10号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第10、議案第14号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第14号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

保険年金室関係について。

質疑としまして、国・県から交付される未就学児均等割保険税負担金の対象者は何人か。答弁としまして、207人です。

健康子育て室関係について。

質疑としまして、ファミリー・サポート・センターの会計年度任用職員報酬の減額理由は何か。答弁としまして、当初会計年度任用職員を予定していたが、再任用職員を配置したため減額するものです。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第14号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごとに関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について。

質疑としまして、経営体育成支援事業の補助率は。答弁としまして、補助率は事業費の2分の1で、上限額は法人は3,000万円です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第11、議案第15号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第15号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した減免世帯は何世帯あったのか。答弁としまして、令和4年12月までに減免を承認した世帯数は、226世帯です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第12、議案第16号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第16号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、後期高齢者医療広域連合納付金が減額されているが、被保険者数が減ったということか。答弁としまして、被保険者数の伸びが見込みより下回ったからです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第17号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第13、議案第17号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第17号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第18号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第14、議案第18号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第18号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第19号 令和5年度南知多町一般会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第15、議案第19号 令和5年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第19号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校給食センター関係について。

質疑としまして、物価が高騰しているのに賄材料費が減額となっている理由は何か。答弁としまして、児童・生徒及び教職員数が100人程度減るためです。次の質疑としまして、新規で購入しようとする食缶は、現在豊浜中学校や師崎中学校で使用しているものをそのまま使えないのか。答弁としまして、購入してから30年以上が経過し、南知多中学校への配送には時間がかかるため、保温性の高い食缶を購入するものです。

社会教育課関係について。

質疑としまして、公民館維持管理費の図書購入費は60万円では少ないと思うが、増額することを検討したか。答弁としまして、60万円の予算内でより多くの人に利用していただけるよう図書の選択を考えています。

次の質疑としまして、内田家駐車場整備工事の面積はどれぐらいか。また、予算要望に当たり複数の業者から見積書を徴収したか。答弁としまして、工事面積は2か所で538平方メートル。見積書の徴収は予算取りのため1者のみです。

学校教育課関係について。

質疑としまして、日間賀島地区生徒緊急宿泊自己負担金の内訳は何か。答弁としまして、食事代相当1人当たり1,000円とし、47人分を計上しています。

次の質疑としまして、中学校エアコン移設工事費用についての算定根拠は。答弁としまして、機器の取り外しと取付けに加え、配管や電気工事等を含んでいます。

住民福祉課関係について。

質疑としまして、旅券発給事務負担金の額の根拠は。答弁としまして、令和3年度の南知多町の申請件数26件に基づき算出したもので、負担割合は2.62%であります。

次の質疑としまして、民生団体研修参加負担金は何か。答弁としまして、東知多保護司会県外視察研修負担金で職員1人分です。

保険年金室関係について。

質疑としまして、不妊治療助成金が減額している理由は何か。答弁としまして、3か

年の実績によるものです。

次の質疑としまして、大学生までの子ども医療の拡大を検討したのか。答弁としまして、拡大は考えていません。

健康介護課関係について。

質疑としまして、介護施設整備事業費補助金は、寄宿舍の整備に対しても活用できるのか。答弁としまして、介護人材の確保を目的とした寄宿舍の整備事業も補助対象です。

次の質疑としまして、訪問介護業務従事者確保等補助金が減額となった理由は何か。答弁としまして、研修受講予定者の減少によるものです。

健康子育て室関係について。

質疑としまして、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託の内容は何か。答弁としまして、令和7年度からの新しい事業計画を策定するため、アンケート調査の委託を予定しており、内訳はアンケートの作成、送付、回収、分析を行います。

次の質疑としまして、予防接種事業委託料の増額の要因は何か。答弁としまして、主な要因は、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種により、接種者の増加が見込まれることと、ワクチン単価が上昇するためです。

環境課関係について。

質疑としまして、合併処理浄化槽設置事業費補助金が減額されているが、それ以上の申請があった場合の対応は。答弁としまして、補正予算をお願いする予定です。

次の質疑としまして、災害廃棄物対応マニュアル策定業務委託が令和4年度予算にも計上されていたが、既にマニュアルはできているのではないか。答弁としまして、災害廃棄物の仮置場の不足により選定に時間がかかることや仮置場ごとに対応を検討しなければならないため、3年計画で策定する予定です。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第19号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について。

質疑としまして、土木総務費は494万6,000円減額しているが、施設管理に支障はないか。答弁としまして、修繕の優先順位をつけ実施し、住民満足度を低下させないよう施設管理を行ってまいります。

次の質疑としまして、歳入の漁港使用料のうち、漁船の係船料は幾らか。答弁としまして、管理する4漁港の係船料は、5トン未満の漁船が年間1,056円、5トン以上20トン未満の漁船が年間1,584円です。

産業振興課関係について。

質疑としまして、観光宣伝事業補助金と観光協会との関わりはどのようになっているか。答弁としまして、補助金を一旦観光協会へ預け、各支部のPRイベント等の要望を取りまとめた上、各支部へ配分する仕組みとなっています。

次の質疑としまして、GOGO三河湾協議会補助金について、今までの効果をどのように認識しているか。また、今年の計画はどうなっているか。答弁としまして、観光客の誘客並びに県及び三河湾を囲む自治体など、観光に係る広域的な連携が図られていると考えています。また、今年も3市1町で構成する協議会にて観光PRイベントや誘客のための観光コンテンツを企画・実施していきます。

総務課関係について。

質疑としましては、地域活性化企業人制度負担金の目的は情報発信の業務改善を行うためとしているが、具体的な内容は何か。答弁としまして、地域活性化企業人制度協定書締結先である株式会社産経新聞社の社員による広報「みなみちた」の取材、写真撮影、文章校正などの作成支援を受けるものです。また、職員向けに様々な情報発信に係る研修開催を行う予定です。

次の質疑としまして、タブレット導入等による効果を予算に反映したものはあるか。答弁としまして、消耗品関係予算において、紙の購入費用20万円及び印刷に係るプリンタートナー費用26万円を削減しました。

まちづくり推進室関係について。

質疑としまして、ドライブレコーダー解析業務委託料は、道路の陥没等の発見など効果的な事業として継続していくのか。答弁としまして、令和3年度に無償実証実験を行

い、地方創生推進交付金を活用して令和4年度より予算化したもので、令和6年度まで効果検証を行った上で継続の可否について判断いたします。

企画財政課関係について。

質疑としまして、歳入の寄附金で、ふるさと納税の4億円を計上しているが、4億円が集まらず、財源不足となった場合にはどのように対応するのか。答弁としまして、歳出で調整を行うとともに、必要に応じて財政調整基金からの繰入れも必要になると考えている。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第19号 令和5年度南知多町一般会計予算の反対討論を行います。

令和5年度一般会計予算は、町独自の前向きな予算配置もあります。病院へ通う、学校へ通う、買物等の離島交通費助成は、今回大人16枚から20枚に増やされました。子どもも14枚から18枚へ増やされました。また、日間賀中学校の中学生には定期券を発行し、通学を支える予算となっております。これは島民の方の経済性、利便性を向上させるもので、一歩前進の予算です。さらに、私は島の方と対話して、島の方のどなたからも聞かれる一番の願いは、最低1か月1回、1往復程度は補助してほしいと。少なくとも24枚分ですね。欲しいとのこと。さらなる検討をお願いするものです。

このような前進面はほかにもありますが、令和5年度一般会計予算は、次の5点の問題点があり、反対いたします。

第1は、会計年度任用職員への差別賃金が解消されていない問題です。職場改革は、役場職員のやる気をどう引き出すかにかかっております。会計年度任用職員制度の導入

に伴う関係予算は、正規職員と同じ待遇にすることを原則としているにもかかわらず、そのようになっておりません。南知多町の対応は、パートタイム条例で、勤勉手当を支給せず、育休の職場復帰後給与調整も適用しない同一労働同一賃金に反する予算であります。

学校用務員の賃金で見ますと、2名が再任用、5名が会計年度任用職員の採用がありますが、再任用用務員は約232万円です、年間。会計年度任用用務員は190万円。ボーナスで見ますと、再任用用務員は期末・勤勉手当があつて45万円、会計年度任用用務員は期末手当のみで約30万円です。年間の賃金で約40万円、ボーナスでも約15万円の差別を温存しています。ほとんど同じ職種にもかかわらず、15分の勤務時間の違いを理由に差別を合理化するのは問題であり、改善すべきです。

また、会計年度任用職員間の差別も解消すべきです。用務員やサービスセンターの職員など3年間で1の11で、今後ですが、変わらない職種と1年ごと4号級上がっていく職種に差別されており、問題です。少なくとも全ての職種で、会計年度任用職員で1年間で4号級はアップするような報酬単価表に切り替えるべきです。

第2の問題は、国保会計への一般財源からの法定外繰入れをもっと増やすべきという問題です。先ほど、国保会計でも問題にしましたが、県一高い標準保険料率が示されており、南知多町民が払える国保税とするために、本来は全国知事会も要請している1兆円規模の国や県からの責任を持った費用の投入が必要です。それが不十分な現在の南知多町独自の一般財源からの思い切った法定外繰入れはどうしても必要な施策です。今回、3,000万円から2,000万円に繰入額が引き下げられました。国や県から不当な圧力があることは承知していますが、低所得者減免、子どもの均等割減免なら一般会計からの投入も可能です。低所得者で子どもが多い世帯には、均等割、平等割は大変厳しい税額です。赤ちゃんや小さな子どもまで税金を取るというサラリーマンなどの協会けんぽにはない制度であることも問題です。一般会計からもっと国保会計に投入して、まず赤ちゃんからも1人約2万円の均等割を取るという税金の仕組みは、子育て応援からも減免していくことが必要です。そのためには、一般会計からの国保への増額はどうしても必要です。町民が払える国保料にするために、国保税の徴収方法の見直しと同時に、財政調整基金等をうまく利用し、国保会計への一般会計からの繰入額をもっと増やすべきです。今回2,000万円の繰入れの引下げは国保会計を圧迫し、健康保険税を大きく値上げする要因になるもので、認められません。

第3の問題は、知多地方税滞納整理機構への負担金の支出を認められないという問題です。この機構への現在は南知多町50万円の負担金を払っております。以前に、私はある滞納者に同行し、滞納整理機構徴収業務者の対応の強引さを実感しました。高額滞納者に対して成果がある、徴収技術の向上などとしておりますが、しかし徴税方法は差押えを前提にした強権的な手法が取られております。私は滞納自体を擁護して発言しているわけではありません。しかし、滞納に至る理由は様々です。払いたくても払えない方がいるのです。

機構の対応は行政の役割から切り離された非日常的行政姿勢そのものです。これでは、町民と行政の信頼関係が近くなるわけではありません。南知多町は、滞納整理機構から脱退し、整理機構は解散すべきです。市民にとことん寄り添う行政を行う先進的な滋賀県野洲市に学び、滞納整理を窓口に、住民に寄り添った心ある対応の町役場一本にするべきです。令和7年度まで継続するこの支出は認められません。

第4の問題は、リニア中央新幹線早期期成同盟会の負担金をやめる問題です。南知多町はリニア中央新幹線促進期成同盟会に毎年約3,000円支出しております。リニア工事は未解決の問題を後回しにして、巨額な国費経営負担金を生む強引な計画です。採算は赤字とも報道されております。地元住民の反対の声も上がっております。経済性、採算性、地震大国の中、難工事の活断層の工事方法、大量の残土をどうするか、地下水の処理、そして大井川の水がれの懸念、原発1基分とされる電力消費量、電磁波の問題、そして岐阜のウラン鉱床掘削問題が解決しないままの負担金はやめるべきです。原発と同じく、将来に禍根を残すことが予想される負担金などはやめるべきです。

最後です。第5に、物価高騰と貧困化が進む中で、子育て支援の予算が足りません。財政調整基金が11億円ある現状を生かし、保育、小・中学校の給食費の一部無償化の実現や予算の継続や、東海市等の大学生までの医療費無料化の身近な町民の福祉、生活へ一部でもできる配慮が見られない予算です。国の創生交付金を大いに活用したことは認めますが、1,000万円でも、持続的な住民の福祉を充実する地方自治の精神をもっと予算に反映すべきであります。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け換気を行いますので、御協力よろしく願いをいたします。

[休憩 10時29分]

[再開 10時40分]

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第16 議案第20号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第16、議案第20号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第20号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、国民健康保険税の予算額は、税率改定後の見込額で算定しているのか。答弁としまして、税率改定後の見込額です。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第20号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

まず、今回の国保税の値上げを前提とした町民の命を考えない国保税特別会計予算は問題であり、認められません。保険料の値上げによって町民の命を脅かすような予算組みであり、低所得者などの納税拒否、滞納の増加も絶えないようなものであります。とりわけ、国保税がコロナ減免の措置も終わろうとしており、その中でこのような値上げを前提とした予算は認められません。

第2に、国民健康保険運営協議会に議員が委員として参加し、1回6,300円の報酬を受けることが続く予算となっております。知多半島で南知多のみの遅れた、議員との談合予算は町長の判断で早期に解決すべきであります。委員は、公募委員を導入し、広く町民から国民健康保険についての意見を聞く機会を面倒がらずに実施すべきであります。会を形式的に運営を維持させるために議員を利用することをやめるべきです。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第21号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第17、議案第21号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第21号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、滞納繰越分の保険料を60万円計上しているが、何人と見込んでいるか。答弁としまして、10人を見込んでいます。

次の質疑としまして、繰入金などが減少しているが、被保険者数が減少しているのか。答弁としまして、被保険者数は緩やかに増加しています。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第22号 令和5年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第18、議案第22号 令和5年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第22号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、地域包括支援センター運営協議会委員の内訳と何回の協議会開催を予定しているのか。答弁としまして、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表などが委員になっており、年1回の開催を予定しています。

次の質疑としまして、介護保険運営協議会は、何回の協議会開催を予定しているのか。答弁としまして、年4回の開催を予定しています。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第22号 令和5年度南知多町介護保険特別会計予算について反対討論を行います。

今回も介護保険運営協議会予算に、まだ議員が参加し報酬を受けることが続いております。議員との談合で、税金の二重取り予算で第9期計画が策定される審議会は町民の理解が得られません。公募による委員をもっと増やして、議員の参加は町長の委嘱権限で辞めさせることができるはずです。

今年は、4回の運営協議会が開かれる予定であり、大事な介護保険運営に関する計画が立てられるときであります。より町民の声を反映した協議会運営になるために、現在のこの予算については反対せざるを得ません。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンをお押し願います。

表決漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第23号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第19、議案第23号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第23号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第24号 令和5年度南知多町水道事業会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第20、議案第24号 令和5年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第24号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、検針業務委託料について、今後スマートメーターを導入していく検討はしたか。答弁としまして、導入については、相当な費用が発生することから費用対効果を検討した結果、現行の検針業務委託を継続することにいたしました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第25号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第21、議案第25号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第25号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第26号 南知多町立中学校図書購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第22、議案第26号 南知多町立中学校図書購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第26号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第23 発議第3号 南知多町議会議員が長期欠席した場合における議員報酬等の特例に関する条例の制定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第23、発議第3号 南知多町議会議員が長期欠席した場合における議員報酬等の特例に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

発議第3号 南知多町議会議員が長期欠席した場合における議員報酬等の特例に関する条例の制定について、制定理由の説明を申し上げます。

本条例の制定の理由ですが、議会議員の職責に鑑み町議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、その在り方を明確にすることが必要であることから、南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定めるため、本条例を制定するものであります。

本条例の制定の主な内容としましては、第3条では議員活動ができない旨の届出の手続を、第4条では議員報酬の減額割合を定め、具体的には90日を超え180日以下の場合、

100分の80を、180日を超え365日以下の場合、100分の70を、365日を超える場合は100分の50を乗じて得た額とするものであります。

第10条、11条では、議員報酬及び期末手当の不支給を定めております。

なお、本条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

提出者は、吉原一治議員、藤井満久議員、そして私、榎戸陵友。賛成者は、石黒充明議員、服部光男議員、内田保議員、小嶋完作議員、片山陽市議員、鈴木浩二議員、山本優作議員、森宏子議員であります。

以上で、制定理由の説明とさせていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより発議第3号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24 発議第4号 南知多町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第24、発議第4号 南知多町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、片山陽市議員。

○4番（片山陽市君）

発議第4号 南知多町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、制定理由の説明を申し上げます。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正されたことを受け、改正後の個人情報保護法の規定

を参考とする議会独自の個人情報保護条例を制定する必要があるからでございます。

本条例の制定の主な内容としましては、議会の責務に関する規定、第3条関係、利用目的の明示に関する規定、第5条関係、利用及び提供の制限に関する規定、第12条関係、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規定、第17条関係、開示請求権に関する規定、第18条関係、保有個人情報の開示義務に関する規定、第20条関係、開示請求の手数料に関する規定、第30条関係、罰則に関する規定、第53条関係を規定するものであります。

なお、本条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

提出者は、小嶋完作議員、鈴木浩二議員、山本優作議員、そして私、片山陽市。賛成者は、石黒充明議員、榎戸陵友議員、吉原一治議員、藤井満久議員、服部光男議員、内田保議員、森宏子議員であります。

以上で、制定理由の説明とさせていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより発議第4号の件を起立によって採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第25 請願第1号 「平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大增税に反対する意見書」の採択を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第25、請願第1号 「平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大增税に反対する意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました請願第1号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成なしでありました。よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、請願第1号「平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大增税に反対する意見書」の採択を求める請願に、賛成する立場から討論いたします。

今日本は、戦争か平和かの歴史的岐路に立っております。政府は2022年末に安保関連3文書、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画の改定を閣議決定しました。他国に直接脅威を与え、先制攻撃も可能な軍隊と武器、敵基地攻撃能力を持つとするものです。

2015年の安保法制での戦争国家づくりを実践するもので、専守防衛を踏みにじる憲法違反です。2023年、共同通信社の1月28日から29日の世論調査では、2027年以降の政府の防衛費約1兆円の増税方針には60.7%が反対しております。閣議決定の敵基地攻撃能力は、具体的には相手国にミサイル発射などの兆候があれば、その拠点を日本が攻撃することを認めるということです。

憲法9条では、武力による威嚇または武力による行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄すると定めており、歴代政権は敵基地攻撃能力の保有を認めてきませんでした。それを反撃能力と表面的に言い換えただけで、国会論議もなく閣議決定して、そして覆して発表するなど許されるはずありません。政府は専守防衛に徹し、他

国に脅威を与えるような軍事大国にはならずと言っております。しかし、世界第3位の軍事大国になり、他国へ攻撃ができる長距離ミサイルを持つことが周辺国の不信をあおり、脅威を与え、軍拡競争を過熱させることは明らかです。安保法制を実行して敵基地等を攻撃すれば、日本が攻撃されていなくても他国を攻撃することになり、相手の報復攻撃を招き日本が戦場になりかねません。

政府は、軍事費について2027年度までに5年間の総額43兆円とし、27年度にGDP比2%で、現在の2倍にするとしております。財源確保のために増税と国債発行を行おうとしており、暮らしを直撃します。軍事費増で、今までも不十分な教育費や社会保障費への国の支出が減りかねません。これらの結果、暮らしも経済も立ち行かなくなることは戦前の歴史が示しております。アメリカからの武器購入は、米国の武器輸出管理法で定められた有償軍事援助という仕組みを通して行われます。これはアメリカ政府の決めた金額を相手国が前払いしなくてはならない上に、アメリカは契約を一方的に解除することができる制度です。

日本は、アメリカからF35という戦闘機を購入しております。2012年、アメリカは、自国に配備される場合は、ロッキード社から1機当たり87億円で購入していました。これを有償軍事援助を通して日本に97億円で販売していました。さらに、2020年には1機当たり235億円になっております。2023年度の政府予算では、アメリカから1兆4,768億円分の兵器購入を計上しております。今年度が3,798億円ですから、一気に3倍に膨れ上がっております。不確実性が高まる国際情勢の下で、憲法9条を持つ国としての今行うべきは、戦争の準備ではなく対話と外交によって戦争を避ける努力です。それこそ政治の責任です。この国の在り方を根本から覆し、暮らしを壊す大軍拡を開かれた論議もなしに閣議決定で決めたことは民主主義、立憲主義に反しております。

以上のことから、請願者が「平和、いのち、暮らしを壊し、国民に負担を押しつける大軍拡、増税はやめてください」「大軍拡などを決定した安保関連3文書の改定を撤回してください」と求める請願者の願いは多くの国民の声であり、平和を求める真つ当な請願です。紹介議員として、ぜひ同僚議員の賛同をお願いするものです。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、反対討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方は賛成ボタンをお願いします。

本請願を賛成する方は、賛成ボタンをお願いいたします。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成1人、反対10人、賛成少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

[休憩 11時08分]

[再開 11時20分]

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

議案のデータをタブレット端末に送ります。議案のお目通しをお願いいたします。少し休憩をいたします。

[休憩 11時21分]

[再開 11時21分]

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

お諮りします。町長より、議案第27号から議案第29号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第3とし、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、この際、議案第27号から議案第29号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第27号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第11号）

○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第1、議案第27号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第11号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第27号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの2ページを御覧ください。

第1条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

データの3ページを御覧ください。

第1表、繰越明許費補正であります。

スクールバス購入事業につきましては、年度内に事業が完了しないため、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置であります。

これは、バス製造会社車両センター内において、相手方ドライバーの目視確認不足により駐車していた納車予定のスクールバス後方に接触、損傷させる事故がありました。これにより年度内に事業を完了することができなくなったため、繰越しを行うものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第28号 副町長の選任同意について

○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第2、議案第28号 副町長の選任同意についての件を議題といたします。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

この議案につきましては、私ごととなりますので、退席のほうお願いいたします。

(総務部長 高田順平君 退場)

○議長（石垣菊蔵君）

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第28号 副町長の選任同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現副町長の任期が、令和5年3月末で4年の任期満了となります。つきましては、その後任の副町長には、総務部長であります高田順平さんを選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

高田順平さんは、平成6年4月に南知多町職員として勤務し、以来南知多町職員として企画課長、まちづくり推進室長、総務部長を務めてきました。行政経験豊かな高田順平さんは、副町長に適任であると考えますので、皆様の御同意をお願いするものでございます。

なお、任期は令和5年4月1日から4年間であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件を同意することに賛成の方は賛成のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成11人、賛成全員であります。よって、本案は同意されました。

執行部関係職員は復席してください。

(総務部長 高田順平君 入場・復席)

ここで新しく副町長に選任されました高田順平さんに御挨拶をお願いします。

○総務部長(高田順平君)

ただいま副町長の選任に御同意いただきまして、誠にありがとうございました。

副町長の職責を考えますと、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。もとより微力ではございますが、石黒町長の4期目の所信表明で申しました役場が変わればみんなが変わる。みんなが変われば町が変わる。また政治目標でもあられます日本一住みやすい町を目指し、様々な政策の実現に向け、精神誠意努力してまいります。町民の皆様、議会議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長(石垣菊蔵君)

高田順平さん、どうかよろしく願いをいたします。

追加日程第3 議案第29号 固定資産評価員の選任同意について

○議長(石垣菊蔵君)

追加日程第3、議案第29号 固定資産評価員の選任同意についての件を議題といたします。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

こちらの議案につきましても、私ごととなりますので、退席のほうお願いいたします。

（総務部長 高田順平君 退場）

○議長（石垣菊蔵君）

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第29号 固定資産評価員の選任同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

固定資産評価員は、地方税法第404条第2項の規定に基づきまして、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから町長が議会の同意を得て選任することとなっております。

このたび、評価員の中川昌一さんから3月31日付で退職する旨の退職申出書が提出されました。つきましては、その後任といたしまして、先ほど副町長に選任同意された高田順平さんを選任したいとするものであります。

高田順平さんは、平成6年4月に南知多町職員として勤務し、以来南知多町職員として企画課長、まちづくり推進室長、総務部長を務めてきました。行政経験豊かな高田順平さんは、評価員に適任であると考えますので、皆様の御同意をお願いするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本案を同意することに賛成の方は賛成のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成11人、賛成全員であります。よって、本案は同意されました。

執行部関係職員は復席してください。

(総務部長 高田順平君 入場・復席)

日程第26 閉会中の継続審査(調査)について

○議長(石垣菊蔵君)

日程第26、閉会中の継続審査(調査)についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から、所管事項について閉会中の継続審査(調査)の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定いたしました。

○議長(石垣菊蔵君)

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和5年第2回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆様、どうも御苦勞さまでした。

[閉会 11時33分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 吉 原 一 治

署 名 議 員 榎 戸 陵 友